

対談

適用まであと1年

グループ通算制度対応のロードマップ

税理士法人トラスト
税理士・公認会計士

足立好幸

デロイト トーマツ税理士法人
税理士・公認会計士

大野久子

令和2年度税制改正で連結納税制度がグループ通算制度に改組されることになってはや1年。この間、法律をはじめ政省令、通達、Q&Aなどが公表され、気づけば適用が1年後に迫ってきました。3月決算が終われば、検討を本格化させる企業が増える予想されますが、これからの1年で、どのように対応を進めていけばいいのでしょうか。そこで、今回も本税制のプロフェッショナルのお二人にお話しいただきました。

大野：今回の対談は、令和4年4月1日以後開始事業年度から適用がスタートするグループ通算制度（編注：以下、「通算制度」といいます）について、これからの1年でどのように準備・対応を進めるかについて、お話しします。

デロイト トーマツ税理士法人の大野です。よろしくお祈いします。

足立：税理士法人トラストの足立です。

大野先生とお話しするのはこれで4回目になりますね。今回もよろしくお祈いします。

この1年の振り返り

■ひと通りの情報が出そろう

足立：前回の対談は、通算制度の政省令についてお話ししました（編注：本誌2020

年10月号105頁以下）。まず、その後の経緯をおさらいしておきましょう。

6月下旬に政省令が出てから、9月に財務省の「税制改正の解説」が公表されました。大方の改正項目については、例年どおり7月に出ていましたが、通算制度に関する部分が、少し遅れた形で出ました。

大野：その後、9月30日付で「グループ通算制度に関する取扱通達」が発遣されました。12月にはその「趣旨説明」も公表されています（次頁図表1参照）。

足立：そして、令和3年度税制改正について、今年の1月26日に改正法案が国会に提出されており、通算制度に係る改正も予定されています。

■今3月期決算の懸案は解消

足立：ひと通りの情報が出そろったとこ

ろで、企業の担当者が注目していたのが、税効果の取扱いでした。

企業会計基準委員会（編注：以下、「ASBJ」といいます）の、通算制度への移行に伴う税効果の実務対応報告は、当初、昨年12月に公開草案を公表し、意見募集を経て、令和3年3月期決算からの適用も想定されていました。つまり、読者の皆さんが、この対談を読みながら対応していらっしゃる決算からの適用も視野に入れて検討が進められていたのです。

この1年で通算制度に関する情報収集を行ってきた方も少なくないと思いますが、実務上の論点や自社への影響を探る中で、直近で対応しなければならないのが、この税効果だったわけです。

私は、ASBJの専門委員会を傍聴しているのですが、その実務対応報告の公開草案が、12月から1月、2月へと遅れて、現在、

3月中の公表を目指して検討されています。

そのため、少なくとも令和3年3月期については、現状の実務対応報告第39号に従って、従来どおり、連結納税ベースで計算すればいいことになります。

むろん、これは上場企業向けのお話ですが、企業やシステム会社にとっては、急いで対応しなければならないという焦りがなくなったと理解しています。

大野：連結納税を選択済の企業にとっては、今お話しいただいたような様子ですね。

それ以外の、連結納税未選択で通算制度の採用を検討している企業にとっては、昨年12月までに連結納税の採用を選択したところもあるでしょうが、通算制度から採用しようと考えている企業は、初年度からの採用にこだわらなければ、さほど焦る必要はないのかなと思います。

足立：たしかに、連結納税を採用してい

【図表1】通算制度に関する主な公表物等（令和2年度税制改正大綱公表以降）

年月日	公表物等
令和元年12月12日	令和2年度税制改正大綱（与党）
令和2年1月31日	所得税法等の一部を改正する法律案
3月31日	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
3月31日	実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（ASBJ）
4月7日	グループ通算制度の概要（国税庁）
6月3日	グループ通算制度に関するQ&A（国税庁）
6月26日	法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）
6月30日	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）
8月21日	グループ通算制度に関するQ&A《改訂》（国税庁）
9月11日	税制改正の解説《通算制度に関する部分》（財務省）
10月5日	グループ通算制度に関する取扱通達（令和2年9月30日付）（国税庁）
12月1日	グループ通算制度に関する取扱通達の趣旨説明（国税庁）
令和3年3月（予定）	実務対応報告公開草案「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（ASBJ）

（※）令和2年10月5日には、国税庁ホームページにおいて、上記公表物等をまとめた「グループ通算制度に関する各種情報」ページが公開されています（右QRコード参照）。



ない企業では、昨年12月末までに申請を出して今年4月1日から連結納税を採用するか、来年4月1日から通算制度を採用するかという選択で、迷っていた企業がありました。

結局、駆け込んだ企業もあれば、もう1年検討する企業もありました。いずれかが多かったという印象はなく、ケースバイケースでしたね。

■コロナ禍が通算制度の検討にも影響!?

足立：通算制度に変わること、採用する企業は実際に増えそうですかね。

私の肌感覚としては、ある程度想定はしていましたが、通算制度になるからといって、連結納税未選択の中小企業が検討を始めたという動きはないように思います。

たしかに、従来連結納税の採用を避けていたグループが検討を始めたケースはちらほら見られるので、改正前よりも熱はあるといえますが、熱いかと言われると、わりと冷静です。

通算制度に変わるからではなく、むしろ、このコロナ禍で経営状況が悪化したことを

きっかけに検討しているケースが多いと感じています。

大野：そうですね。損益通算がメリットという点では、連結納税でも通算制度でも同じですね。

これまで全法人に所得が出ていて、連結納税を採用するメリットがなかったグループでも、コロナ禍ですでに損が出てしまったところもあれば、損が出てしまいそうなところもあります。そこで、通算制度を検討しようというグループは増えていますね。

制度が変わるから少し検討してみようというケースもあるとは思いますが、熱いかと言われると、私も同じような印象です。

足立：そんな状況ではありますが、令和4年4月1日から通算制度を採用する場合には、そろそろ本格的な検討が必要になります。この1年で対応すべきことについて、具体的にお話ししていきましょうか。

大野：連結納税未選択の企業と連結納税選択済の企業では、やるべきことが少し異なると思います。

以下では、それぞれについて考えていきましょう。

連結納税未選択の場合

ロードマップ①

■意思決定までのプロセス

足立：では、連結納税未選択の場合から始めましょう。

大野：まずは、すでに進めていらっしゃる方も少なくないと思いますが、制度理解です。

新しい制度をざっくりと理解しつつ、より本格的に検討することになれば、社内での担当者を決めて、プロジェクトチームを組成します。プロジェクトチームの決定が先のこともあるかもしれませんが、この2つがスタートですね。

次に、通算制度を採用するにあたりポイントとなる論点を検討します。

例えば、グループ内の現状の把握です。

対象となる法人や所得・欠損の発生状況や今後の見込みをチェックし、損益通算のメリットがどれくらいあるかを把握します。

また、仮に令和4年4月1日から通算制度を開始する場合に、時価評価や繰越欠損金の制限の対象になるかどうかを確認しましょう。

さらに、連結納税と比べて取扱いがかなり変わっている投資簿価修正について、その影響があるのかないのか、あるいは、試験研究費の税額控除や外国税額控除などの個別制度の影響があるかどうか。

そして、今後の組織再編や買収等の有無とそれらへの影響を精査します。

これらのポイントについて、まずは大きな観点から検討して、採用するかどうかを検討するのがいいかと思います。

足立：新たに通算制度の採用を検討する企業は、3月決算であれば、4月、5月は決算で忙しいので、その後から夏にかけて、制度理解やプロジェクトチームの組成を進めていくイメージですね。

具体的論点

■欠損金・含み損の検討

足立：このプロセス自体は、これまでの連結納税を導入する場合と大きく変わらな

いと思います。

しかし、今大野先生に挙げていただいたように、連結納税にはなかった点として、制度が変わることで気をつけておかなければいけないポイントがいくつかあります。

大野：少し掘り下げてみていきましょう。

足立：1つは、欠損金や含み損の取扱いです。

制度の仕組みが組織再編と同じようになり、従来ははっきりと“○・×”、“0・100”で判定できていたものが、①時価評価の要否と、②共同事業性の要件や5年超の要件の2段階に分けて判定することになったことで、検討が複雑になると考えられます。

繰越欠損金が切り捨てられる場合にも、グループ化前の部分とグループ化以後の部分のうち含み損の実現部分を抽出したり、含み損益の特例を使う場合は含み益がどのくらいあるかなど、一步踏み込んだ検討が必要になります。

こういった検討が必要になるケース自体は少ないと想定されるものの、もし該当する場合には、時間がかかるのではないかと考えています。

■開始加入時の判定

大野：開始加入時の考え方もまるで変わ



足立 好幸（あだち よしゆき）

税理士法人トラスト
税理士・公認会計士

連結納税制度・組織再編税制を中心にグループ企業の税制最適化など企業グループ税制に係る業務を行う。著書に、『連結納税採用の有利・不利とシミュレーション』（清文社）、『ケーススタディでわかる連結納税申告書の作り方』『連結納税の組織再編税制ケーススタディ』『連結納税の税効果会計』『早わかり連結納税制度の見直しQ&A—グループ通算制度の創設で何が変わる？』『グループ通算制度の実務Q&A』（中央経済社）など多数。

りますね。従来よりも柔軟性がある判定で、課税緩和の方向になっています。

開始時の事業関連性の判定では、通算制度開始直前に判定対象法人と完全支配関係がある法人のいずれかの主要な事業と、通算親法人と完全支配関係がある法人のいずれかの事業の関連性をチェックすることとされています。

しかし、開始の場合は、判定対象法人も通算親法人になる法人も同じグループですから、開始の時のグループでいずれかの主要な事業と他のいずれかの事業が関連しさえすれば、グループ全体が関連することになってしまうように思います。

足立：そうですね。

どの法人の事業と判定してもいいと言われても、最初は選定に困りますから、まずは一番手っ取り早く、親会社の事業と主要子会社の事業で要件を満たさないかを検討するでしょう。それで満たしているか自信がなければ、次々に他の会社の事業を引っ張り出して検討することになると思います。

大野：そんな感じになりそうですね。

「いずれかの主要な事業」の「主要」は、グループ全体で主要でなければならないようなので、裁量の余地は大きくはないのですが、その主要な事業と比較する事業は、どれでもいいようです（完全支配関係

が継続見込みの場合に限る、以下同じ）。

文理に即して実際に検討してみると、例えば100社のグループにおいて、そのうち主要な事業を行っている1社と別の1社の間で事業関連性があれば、100社全社で事業関連性があることになってしまいます。

本当にこれでいいのかと少し疑問に思っています。

現在、国税庁の「グループ通算制度に関するQ&A」(編注：以下、「Q&A」といいます)は、加入時がメインになっていますね。

足立：たしかに、Q&Aでは、触れているのは子法人加入時の要件の解説だけであり、通算制度開始時についてはほとんど解説がありません。

通達も、加入のほうは詳しく書いてありますが、開始についてはほとんど触れられていません。

大野：加入であれば、もともとある通算グループと、そのグループに入る法人グループを比較するわけですから、イメージしやすいんですね。

これが開始の場合は、両者が重なってしまうのでしょうか、1つのグループしか存在しません。

また、加入の場合にも、繰越欠損金の取扱いを判定する際の事業関連性の判定時点について、完全支配関係が生じる日前の状

大野 久子 (おおの ひさこ)

デロイト トーマツ税理士法人 シニアマネジャー
税理士・公認会計士

1994年監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社。2001年勝島敏明税理士事務所(現 デロイト トーマツ税理士法人)に転籍し、現在に至る。連結納税や組織再編についてのコンサルティング業務等に従事。特に連結納税・グループ通算制度については深い知識及び経験を有している。主な著書に『詳解 グループ通算制度Q&A』『詳解 連結納税Q&A』(清文社・監修)がある。



態ではなく、通算承認が生じる日前とされているので、加入時期の特例を使うと、同じ問題に直面します。時価評価対象外の判定になった後の話ですが。

足立：あと、グループ全体でどの事業を主要として判定するかも悩ましいところです。確実に、疑義がないようにしておかないといけません。

まあ、規模が小さな子会社を判定する場合に、自社の事業がグループ全体で主要な事業と判断されることはないでしょう。そうすると、自社が判定対象なのに自社の事業がないがしろにされるという点も不思議な感じはありますけど（笑）。

大野：少なくとも、この開始時の取扱いについては、Q&Aなどでもう少し詳しい説明をいただきたいところです。

■離脱時の投資簿価修正

足立：投資簿価修正についてはいかがですか。後で連結納税選択済の場合でもお話しすることになると思いますが、私の周りでは、これを不安視する声が聞こえています。

プレミアムを付けた部分が損にならないという仕組みに、企業側はかなり違和感を覚えて、警戒をしています。

われわれが企業の方に説明をすると、担当者から、「それは間違っているのでは？」と疑われるほど、納得感がない仕組みです。それほど、会計の考え方とリンクしない結果となるのが想定されます。

ただ、投資簿価修正が関係してくるのは、通算グループからの離脱があるときです。

厄介なことに、将来通算グループから離脱するかどうかは、その時にしないとわ

かりません。開始時の時価評価や繰越欠損金の切捨てなどのように、通算制度の採用を検討する段階で織り込めないのも、その有利不利は、現時点では判定できないのです。

もちろん、その税務リスクは決して小さくありませんが、制度を採用するにあたっての判断に織り込みづらい、厄介な仕組みだと思います。

大野：投資簿価修正の考え方は、連結財務諸表と似ているのかなと思っていました。もちろん完全一致ではありませんが、説明する際に、連結財務諸表を持ち出すと、イメージを持っていただきやすくなります。子会社への投資簿価を、合算済みのB/S純資産で評価するようなイメージです。

これから通算制度の採用を検討する企業は、子会社を売却する予定があるのであれば、こういう制度だと考えて採用如何を決めるしかありません。

一方で、すでに連結納税を採用しているグループにとっては、今までと大きく制度が変わっていますので、納得がいけないことが多いように思います。

ただ、制度を大きく変えてこの方向に舵が切られている以上、現段階での制度の見直しは考えにくいでしょう。連結納税をひとまず横に置いて、初めからこの仕組みだと考えれば、結果の違和感はあっても、理論上は首尾一貫して、特段間違っているわけでもありませんからね。

足立：通算制度を検討する上では、この取扱いを覚悟しておく必要があります。

少なくとも採用時に生じている影響額については確認して、将来の売却時に単体納税や会計と比べて売却損益が変わる可能性

があることをしっかりと認識しておくべきです。

■繰越欠損金の判断

足立：繰越欠損金について悩ましいのが、これまでの対談でもお話ししてきた「新たな事業の開始」の取扱いです。

時価評価除外法人で繰越欠損金が切り捨てられるかどうかを検討する際は、まず、支配関係が5年超かどうかを確認します。5年超であればOKで、そうでないなら、共同事業性で判断することになります。

それでもダメな場合は、「新たな事業を開始した場合」に繰越欠損金が切り捨てられて、含み損が損金不算入になります。

そこまでに至らないケースがほとんどだとは思いますが、この「新たな事業を開始した場合」という概念について、検討していると非常にナーバスになると言うか、クリアではない点が多いように感じています。

大野：通達で少し説明がありましたね。新製品の投入はOKで、新事業はNGとのことでした。

そうすると、例えば、大規模な企業が、小さな新事業を始めた場合にも、「新たな事業を開始した場合」に該当して、繰越欠損金が切り捨てられることになってしまいます。

実務上判断に迷うことがありそうだと思います。つつも、事業関連性の判定までで要件を満たすケースが多く、「新たな事業の開始」を判定するケースは少ないのではという気もします。

足立：実際には、通算制度の実務が定着してこない、判断基準といえるものが確立してこないかもしれません。

大野：事業の内容や置かれている環境は、企業やグループによって千差万別ですから、一律の基準を示すのは難しいのではないかという気がします。だから、通達にもそこまで書かれなかったのでしょう。

「新たな事業の開始」かどうかは、納税者側が一番よくわかっていることだと思います。それを納税者なりに説明できるかどうかで判断し、それが税務調査で見られて指摘を受け、それが事例として蓄積されていくことになるでしょう。

ただし、状況は各社で違うので、他社の例が参考になるかどうかは、あくまでも納税者の状況次第だと思います。

足立：通算制度では、開始時から判断を伴う取扱いがあることから、開始時に制限が生じるかどうかを確認することの重要性が高く、連結納税よりも検討に時間がかかりそうですね。

大野：連結納税は判定が形式的でした。しかし、通算制度は、納税者の判断を伴う実質的な判定が必要になります。「全社が組織再編を行う」というようなイメージで、組織再編税制に似た判定を行うことになります。

そのため、連結納税よりも早めに検討を行っておく必要があるでしょう。

■組織再編への影響

大野：組織再編との関係も見逃せません。

将来を見据えてすでに組織再編を検討し始めているケースもあると思います。しかし、通算制度に詳しくない部署が、調整を進めているかもしれません。

それが、もし令和4年1月に子会社を売却する計画だとすると、そのまま1月でい

いのか、通算制度へ移行した4月以降がいいのか。たった3か月の違いで税のインパクトは大きく変わる可能性があります。

そのため、組織再編の予定の有無を確認する必要があります。

通算制度を開始してから組織再編を実行するほうがいいのか、組織再編をしてから通算制度を開始するほうがいいのか、この点については、すでに多くの質問が寄せられています。

足立：たしかに、組織再編は長いスパンで検討されますから、現段階でもかなり質問を受けますね。

大野：組織再編の時期が未定の場合は、通算制度開始前と開始後での取扱いの差についての質問がきています。

ロードマップ②

■意思決定の時期の目安

足立：ここまでお話ししてきたようなポイントを押さえながら、シミュレーションをして、通算制度を採用するかどうかの意思決定をします。この夏くらいをメドに大きな方向性を決めましょう。

そして、12月末までに、承認申請を出すこととなります。

通算制度で新しい制度に生まれ変わることになるので、早めに検討を進めて、違和感がある点は照会するなどして解消して、シミュレーションしておかないと、12月末の申請に間に合わなくなる可能性がありますね。

大野：通算制度は連結納税とは異なる新しい制度ですし、組織再編税制と整合をとったとはいえ、それでも違う点もあるので、

入念に検討しておく必要があります。

経理担当者の方のスケジュールを考慮すると、私も夏が意思決定の目安になると考えています。

足立：そう考えると、時間がない、ということになりますね。

大野：一方で、令和4年4月1日から通算制度を採用しなければいけない、というわけでもありません。

実際に採用したグループの動向を確認して、疑問点を解消した上で、令和5年以降の採用を検討する余地もあります。急ぐくらいであれば、もう連結納税を採用しているはずですし。

足立：1年経ってから、「これは使い勝手がいい」という声が多くなれば、2年目以降に採用することになるかもしれませんね。

大野：あまり盛り上がっていないという話もありましたが、いずれ採用したいというスタンスで、ゆったりと構えて情報収集した上で、1年目から採用できればするし、できなければ2年目から、ということもありでしょう。

足立：ただ、個人的には、この1年で通算制度を採用しないことにした企業は、経営状況が変わらない限りは、その後も採用しないだろうと感じています。

■意思決定後のプロセス

大野：通算制度を採用するという意思決定を行った後は、より詳細なシミュレーションや、決算・申告スケジュール、担当部署・担当者等の検討を行います。

足立：最終的な意思決定として、取締役会で決議して、12月に承認申請書を提出す

るケースが多くなるでしょう。

また、連結納税の導入例を参考にすると、通算制度採用の検討と同時に通算制度のソフトについても検討をしないといけません。

採用検討の早い段階からシステム会社に問い合わせて、どの会社のソフトを利用するか決定し、子会社への導入も含めて首尾よく進める必要があります。

「通算制度の導入＝システム導入」と言っても過言ではありません。ソフトを導入する際は、決算と申告のトライアルを行います。そのため、結局のところ、システム会社の示すスケジュールに則って通算法人全社でシステム導入を行うと、それがそのまま通算制度の導入準備になっている、ということになります。

いずれにせよ、コストはもちろん、使い勝手や計算スピードなどを含めて十分に検討する必要があるでしょう。

対応準備

■ソフトの検討

足立：ところで、世の中には、まだ通算制度のソフトは出ていませんよね。

大野：準備は進められていると思いますが、別表が一部しかわかっていない上に、改正内容をすべて織り込まないことには公式の別表にはなりませんからね。

足立：地方税についても、申告書の様式が公表されていません。システム会社も作りようがないですね。

大野：しかし、導入する側からすれば、ソフトを選びにくいでしょうから、予告など何らかの情報が出てくるのではないかと

思っています。

足立：現在、ASBJで審議中の新しい実務対応報告で示される適用時期や経過措置にもよりますが、導入する側からすると、全社挙げての通算制度導入のトライアルが必要ですから、早めに開発してほしいですね。

連結納税のソフトを提供している会社は現在のところ4社あります。特に、単体納税から通算制度を採用する企業は、それらの会社にできるだけ早いタイミングでアプローチして、新しいソフトの開発状況を確認しておく必要があります。

換言すれば、自分たちが必要とする時期までに提供してもらえるソフトを選定せざるを得ないでしょうね。

大野：租税特別措置など、令和4年度の税制改正を待たないと別表が作れないものもあるでしょう。早めの時期に簡易なバージョンが公開されて、完成版は、これを織り込んだものとして後からアップデートするのかもしれませんが。

■税効果

足立：税効果については、単体納税ベースから通算制度ベースに変わりますので、企業分類に関する検討も重要です。

基本的に、グループ全体の分類と個社の分類のどちらかいいほうの分類になりますが、グループ全体の分類については単体納税時代にはない考え方になるので、事前に監査法人の確認が必要です。シミュレーションの過程で、税効果、特に企業分類の確認も入れておく必要があるでしょう。

もちろん、ASBJから新しい実務対応報告が出ないことには始まりませんが、大き

な考え方自体は連結納税と変わらないよう
です。

検討は早いに越したことはありません。
まずは、連結納税採用の場合と同じように
企業分類を検討して、監査法人ともコミュ
ニケーションしておくことをおすすめしま
す。

■通算税効果額～精算の方針の検討

足立：通算税効果額の質問も多いですね。

通算グループ内の税金をどのように精算
するか、その方針を決める必要があります。
例えば、Q&Aと同じ方法で精算するなど、
準備期間のうちに検討しておくといいでし
ょう。

この通算税効果額も、現場では比較的理
解しにくいといわれている論点です。実務
で定着するのに時間がかかりそうですね。

大野：思うに、通算税効果額を精算する
企業が多いでしょうね。計算方法が細かい
ところまで一致するのは、ちょっとわか
りません。

ASBJは、特に基準を示さないようですね。

足立：とりあえず意見募集を行うよう
です。通算税効果額を精算しないケース
まで検討すると時間がかかって大変なこ
とになってしまうので、通算税効果額を
精算することを前提にして基準を検討し、
精算しないケースの基準が必要かどうか、
意見募集の質問項目に入れる方向で議
論が進んでいます。

私も、通算税効果額を精算しないケ
ースはあまりないと思います。ただ、意
見募集で質問をされたら、精算しない
ケースはどうなるのかという意見が出
てくるでしょう。こういった意見が寄
せられるのか、とても

興味がありますが、いたずらに基準開
発を長引かせるのは意味がないので、
正直、質問事項には入れないほうが
いいと思っています。

大野：そうですね。多くの企業が、
精算しなかったらどうなるのかとい
う疑問を持っています。

ただ、実際には精算するケースがほ
んどだと思いますので、その問いに
答えるために、ASBJの方々を煩わ
すのは私もどうなのかなと思います。

足立：精算しないケースについて、
基本的には次のように考えればい
いかと思います。

まず、連結納税では親子で未収・未
払を計上して、債権放棄・債務免除
するという立て付けでしたが、通算
制度では精算しない場合、未収・未
払をそもそも計上しません。

また、税効果については、個別財
務諸表では、欠損法人は所得法人
からお金をもらわないということに
なるので、将来減算一時差異が解
消しても税金が減りません。つま
り、繰延税金資産は自社の所得ま
でしか計上できません。

一方で、連結財務諸表では、通算
グループ内で精算しようがしまいが、
通算グループを一体としてみると
将来減算一時差異が解消すると税
金が減ります。そのため、連結財
務諸表では繰延税金資産を通算グ
ループ全体の所得を使って計上す
ることができます。

大きな考え方としては、このよ
うなイメージを持てばいいかと思
いますが、これが何らかの形で明
示されるかどうかは、現段階では
わかりません。

■通算税効果額～通算法人間のやりとり

足立：また、通算税効果額に関しては、どの通算法人とやりとりするかを決めなければなりません。

財務省の資料では、赤字の会社1社と黒字の会社2社という、かなりシンプルなグループを想定して説明されています。

しかし、実際には、赤字の会社も黒字の会社も複数存在することがほとんどですから、連結納税と同様に、いずれかの会社を介在させることとなります。

大野：通常であれば、やはり親会社とのやりとりが想定されますね。

足立：親会社と考えていらっしゃることが多いですが、例えば、グループ内に資金管理会社がある場合は、通算税効果額の精算にその会社を介在させることを検討しているケースもあります。

通算税効果額については、精算するか、どの会社から精算するか、また、どのように計算するかを決める必要があります。そして、契約、あるいは、内規でもいいでしょうが、社内文書の整理を念頭に、ルール化の準備を事前に進めておく必要があると思います。

精算したりしなかったり、金額の計算方法などもコロコロ変えて、恣意的な会計処理になってもいけませんから。

もちろん、実際に精算するのは、通算制度を採用して申告書を作った後なので、急ぎの対応の必要はなく、現段階では制度理解で十分ではありますが。

税効果と通算税効果額。この2つは、今すぐというわけではなく、適用初年度も含めて対応することになりますが、すべての論点について実務で決まった取扱いがある

ものではありません。企業ごとに違いが出てきてしまうので、特に関心が寄せられているのでしょうか。

■電子申告

足立：ところで、電子申告についてはいかがですか。

大野：ソフトが対応していることが多いですよ。ソフトとセットのような気がします。

足立：なるほど、今お話しした通算税効果額も、あれこれ考えても、結局はシステムどおりに計算することになるかもしれません。そうすると、システムが実務を決めると言っても過言ではありませんね。

少し逸れましたが、通算法人は電子申告が義務化されることとなります。

大野：単体納税から移行する場合にどのように電子申告に対応するかについては、一応検討しておく必要があると思いますが、通常は、申告ソフトが対応しているはずです。

ソフトを使いながら、ソフトなしで申告するようなケースはあまりないでしょう。逆に、電子申告に対応していないソフトはあるのですかね？

足立：“ソフト”という意味ではないと思います。電子申告に対応していなければ、さすがに売れないでしょう。

大野：であれば、それほど悩まなくてもいいのかなと思います。

足立：通算制度の申告は、理論上、各通算法人で行うこととなりますが、実際には、連結納税と同じように、親法人の電子署名でまとめて申告することができます。

現在、単体納税の企業は、通算制度に移

行したのち、親法人がまとめて申告するのか、子法人がそれぞれ申告するのかを検討する必要があります。

大野：当初申告は、親法人がまとめて申告するケースが多いのではないかと予想します。

足立：法人税は親法人がまとめて申告して、他方、地方税は、子法人によっては、資本金が1億円以下で、紙で申告するようなケースも出てくるかもしれません。

どれくらいあるかわかりませんが。

大野：連結納税でも同じケースがありますが、そういったパターンもありうるでしょうね。

足立：あと、連結納税の電子申告の義務化で大きな負担が生じているのが添付書類の電子化です。電子申告していなかった連結グループが電子申告の義務化の対象になるとすべての法人の添付書類を電子化する必要があります、そこそこの負担になっています。

通算制度の適用でも同じことが起こります。つまり、単体納税では義務化対象外の法人でも、通算制度移行後は電子申告をすることになりますので、それらの法人は添

付書類の電子化に対応する必要があるのです。

最終的な提出はソフトでできるでしょうが、レイアウト設定や読み込みのエラーチェックなどの事前準備が必要になります。申告自体は初年度の決算期後の話ですが、これも通算制度の導入で対応しないとイケない大事なタスクになります。

■まとめ

足立：ここまでをまとめると、連結納税未選択の場合は、制度を理解して、論点を認識した上で、プロジェクトチームを組成してシミュレーションを行います。

その際、新しい取扱いや解釈が明確でない部分があるので、従来の連結納税を採用するよりも早めに検討を進めるということですね。

投資簿価修正については将来の影響が小さくないので、しっかりと理解いただいて、この夏くらいまでに、採用如何を意思決定するということが第一歩になりそうです。

その後、システムの導入や監査法人とのすり合わせなどを具体的に進めるということですね。

連結納税選択済の場合

ロードマップ

■単体納税に戻るといっても!?

大野：ここからは、連結納税選択済の場合です。

足立：まず最初に、連結納税を選択していれば通算制度に移行するケースがほとん

どだと思いますが、単体納税に戻るケースは、どのくらいありますか。

単体納税に戻りたいという声は、ちらほら上がっているのですが。

大野：たまたまやりとりさせていただいているケースのお話にはなりますが、制度が変わることで不利になることはないかと注意深く情報収集していらっしゃるところ

があります。

もし不利な点があるようなら、単体納税に戻るといふ選択も含めて、検討自体はしていると思います。

懸念は、やはり投資簿価修正です。

足立：そうですね。私の周りでも、投資簿価修正があるから、単体納税に戻りたいという例があります。

言われてみて、なるほどと思いましたが、少し意外でした。連結納税をやめたいという意見が出るのは、節税効果がないにもかかわらず、事務負担が重くなっているケースだと思っていたからです。

投資簿価修正が、それだけ大きな影響を持つ改正点だということを痛感した次第です。

大野：連結納税において、近日中に子会社を売却する予定があつて、損が出せると想定していたグループが、通算制度へ移行後はそうできなくなることで、特に違和感が出ているのかなと思います。

グループ自体は何ら変わっていないにもかかわらず、新しい取扱いが強制的に適用されることになるわけですからね。

一方で、具体的な売却予定がないのに単体納税に戻りたいというのもどうなのかなと思っています。

例えば、過去からの子会社株式についての含み損が通算制度における投資簿価修正をすると損金算入されなくなる子会社があつても、実際に売却予定があるケース以外は、そもそも100%子会社ですから、売却する予定はないことのほうが多いはずですよ。

それにもかかわらず、将来不利になる可能性があるからと単体納税に戻るといふのはもったいないと思います。

損益通算ができなくなりますし、再開始をするのも大変です。再開始には5年以上待たないといけないですし、時価評価や繰越欠損金の取扱いも再びやり直しになってしまうので、1度開始した連結納税は、通常であれば、通算制度に移行後も続けるほうがメリットが大きいと思います。

足立：従来から、連結納税をやめる理由を探していたところに、この投資簿価修正の取扱いが出てきたという側面もあるのかもしれない。

具体的に売却が決まっていなくてあれば、私も、基本的には、通算制度に移行しない理由にするのはもったいないと思います。

大野：投資簿価修正のことを知って、びっくりしているケースが多いのでしょうか。

足立：そうですね。

連結納税の時も修正額の出し方は違いますが、投資簿価修正は適用されますし、通算制度移行後も必ずしも不利益を受けるケースばかりでないと思うんですが、プレミアム部分が損金にならないと聞いてびっくりしている印象ですね。言われなければ気にしてなかったことも改めて言われると警戒する、という感じですよ。

ただ、連結納税とは取扱いが異なることは確かですよ。既存の連結子法人だけでなく、将来完全子法人化する場合についても、将来の売却時に思わぬ不利益を受けることがありますから、事前に役員クラスにもしっかりと情報を伝えておくことは必要でしょうね。

■意思決定までのプロセス

足立：さて、連結納税選択済の場合には、

連結納税から通算制度に移行することになるので、連結納税未選択の場合よりも準備が少なく済むようなイメージもありますが、いかがでしょうか。

大野：連結納税をすでに選択済の場合、損益通算や節税効果のある個別項目はすでにわかっていると思いますが、それらの状況を見直し、通算制度に移行後もメリットが維持されるかどうかを確認する必要があります。

個別項目については、一部につき全体計算が廃止されるものもありますので、その影響を把握します。

今お話しした投資簿価修正については制度が大幅に変更になりますので、離脱や組織再編の見込みがある場合にはその影響を検討しておく必要があります。

組織再編や子会社の買収・売却がある場合には、加入や離脱の処理への影響を把握します。

足立：そうですね。個別制度の観点からは、連結納税と同様の税負担になるのか、その確認をしておくといいでしょう。

■意思決定の時期の目安

足立：連結納税選択済の企業が単体納税に戻るか、通算制度に移行するかは、最終的に令和4年3月末までに決めることになります。連結納税未選択の企業と比べて少し余裕がありますね。

それでも、準備期間を考えると、この夏くらいには、移行するかどうかの方向性は決めておきたいところです。

大野：そうですね。ギリギリの意思決定は、申告の作業にも影響するでしょうから、実務的に厳しいと思います。

やはり夏くらいを1つの目安としたいですね。

足立：大枠としては、単体納税から通算制度に移行するパターンも、連結納税から通算制度に移行するパターンも、初めて連結納税を導入するのと同じように検討を進めることになります。

ただ、通算制度特有のトピックが少なからずあることから、早めに対応を進めるといったことですかね。

多くのクライアントの様子は、現在はまだ静かというか、具体的な準備が進められている段階にありません。この3月決算が終わった後、5月、6月あたりから本格的に動き始めるのだと思います。

具体的論点

■決算期の変更

大野：すでに通算制度に移行した場合はシミュレーションを行っているところもあると思いますが、現段階では、情報収集が重要でしょう。

急ぐとすれば、先ほどもお話しした組織再編の有無の確認ですかね。

足立：頭に入れておきたいこととして、通算制度へ移行する上で、やっつけはいけないことがあると考えています。

繰り返しになりますが、現状では、通算制度に対応したソフトがいつ完成するかわかりません。そのため、決算期の変更を検討している場合は、十二分に注意しておく必要があると思います。

例えば、3月決算の会社が、令和4年6月に決算期を変更することを検討しているとします。

もちろんこの例でも、令和4年3月期を最後に、連結納税から通算制度に移行することになるので、令和4年4月から6月の3か月の事業年度から、おそらく日本で最も早く通算制度で申告することになります。

しかし、その申告期限までに通算制度に対応した申告書のソフトがシステム会社から提供されていないと、現実的に、申告ができないおそれがあります。

というのも、令和2年度に大企業の電子申告が義務化されましたよね。3月決算から6月決算に変えた連結納税選択済企業がありまして、きっと連結納税では電子申告義務化の対象の第1号になったはずなのですが、e-Taxの仕様について、連結納税に関する一部の別表が単体納税より遅れて9月下旬に公開されたのです。そのため、システム会社の改訂版のソフトが申告期限間に合いませんでした。

これ自体は毎年そうなのですが、今回は連結法人40社での電子申告です。令和2年6月期の申告期限は令和2年10月末ですから、そのタイミングで電子申告を行わなければいけませんでした。対応したソフトができたのは11月の初めだったのです。他のシステム会社も同様に、11月以降でした。

これは、国税庁からの仕様公開が連結納税だけ遅いのがそもそも原因で、システム会社に非はありません。しかし、電子申告はしないといけません。国税庁に助けを求めても「原則どおり」としか言ってくれなかったのです（泣）。

結局このケースでは、仕様が変更されていない別表はソフトで電子申告を行い、仕様が変更されている別表は直接e-Taxに入力しました。外国子会社合算税制や交際費

の別表など、グループ全社で100枚以上ありました……。弊社で分担してすべてe-Taxにカチャカチャ入力して提出したのです……。

電子申告を義務化したのであれば、通算制度については仕様公開をできるだけ早く行うように国税庁には頑張っていたかと思いたいなあと感じました。

大野：それは大変でしたね（笑）。もし通算制度で同じ事態になると……。

足立：「こりゃ無理だな」と学びました。

組織再編と同様に、上場企業では決算期の変更などの検討も早くから行われるので、すでに議論の俎上に載っているところもあります。

すべて決まってからこの話をして後祭りです。今のうちから、決算期の変更の計画を確認しておきましょう。

■連結納税前の単体時代の繰越欠損金

足立：その他の個別制度などについてはいかがですか。

基本的に、連結納税からの移行の場合、開始時の時価評価、繰越欠損金の切捨て、含み損などの制限はかかりませんので、連結納税未選択の場合より押さえるポイントは少ないと思っています。

大野：個別制度への影響の詳細の確認は手間がかかりそうですが、取り立てるほどの論点はないのかなと思います。

投資簿価修正以外の論点を理由に、逆戻りしたいという声は聞いていません。

中小法人の特例が連結納税の時よりも対象が縮小しており、グループ内に1社でも大法人がある場合には使えなくなっていますので、その点くらいでしょうか。

足立：クライアントが気にかけている印象があるのは、今現在持っている、連結納税開始前の単体納税時代の子会社の繰越欠損金に関する取扱いです。

親会社の繰越欠損金は使い放題が継続されるので、ひと安心ということが認知されつつあるように感じますが、子会社の繰越欠損金が連結納税と比べてどう変わるのかという質問をよく受けます。

新しい取扱いとしては、特定欠損金として従来と同じように使えるものの、通算制度では損益通算後の金額が限度になります。そのため、損益通算前の所得とぶつけていた連結納税よりは、期ズレではありませんが、控除額が少なくなる可能性をお話ししているところです。あまり大きな論点ではありませんが、繰延税金資産にも影響しますしね。

■地方税

足立：地方税についてはいかがですか。

大野：……名前が難しいですね。

足立：ですよ。検討の進捗が早いグループでは、住民税について問題意識を持っています。

住民税の調整項目は、連結納税では3種類でしたが、通算制度では、加算項目まで考えると、7種類も登場します。

「加算対象通算対象欠損調整額」や「控除対象通算適用前欠損調整額」など、条文をしっかりと読み込んでいるつもりですが、未だに用語がスラスラ出てきません。

大野：申告書の様式が出てくれば印象が少し変わるかもしれません。

ただ、何枚にもなるのでしょうか。過去の例からすると、欠損金の種類ごとに、様

式が出てくることになると予想されます。

足立：少し細かいですが、掛ける法人税率も少し違います。

加算するものは当期の税率を掛けるのに対して、繰り越して翌期の欠損金になるものは翌期の税率を掛けます。

実際には23.2%を掛ければいいのですが、1つひとつ見ていくと、すごく難しいですよ。

大野：ただ、結果に大きく影響するかと考えると、そうでもないかなと思います。

対応準備

■ソフトの検討

足立：通算制度に移行することを意思決定して、具体的な準備段階に進みます。

決算・申告スケジュールと担当部署、担当者等の決定、ソフトの選定とトライアル、電子申告の準備、税効果への対応、通算税効果額の方針の決定、さらには決算・申告・税効果で使うマニュアルやチェックリストの改訂など、こちらも連結納税未選択の場合と同様のポイントを押さえます。

このうち、ソフトの問題について、連結納税を採用しているグループでは、すでに何らかのソフトを導入していると思います。それをリプレースすることになるので、通算制度に対応したバージョンが、いつ開発されるのかに留意する必要があります。

このとき、申告書の作成は、ソフトを使っているケースがほとんどだと思いますが、一部の大企業で、決算時の税額や税効果の計算にExcelを使っている例があります。

連結納税の場合、グループ全体で黒字であれば、黒字の子会社はその黒字の金額に

税率を掛けた金額だけ、親会社に対する未払と法人税を立てて、逆に赤字であれば、赤字の子会社はその赤字の金額に税率を掛けた金額だけ、親会社に対する未収を立てて法人税をマイナス処理しています。

大野：そうですね。従来は、すべて対親会社でした。

足立：つまり、ソフトを使わなくても計算が可能で、Excelで頑張っている企業がそれなりにあります。全体計算とはいえ、「縦」で計算することも可能だったのです。税効果についても、企業分類を押さえておけば、スケジューリングは全体で黒字であればとれるような形で計算します。

これが通算制度でプロラタ計算になると、「横串が入る」というのでしょうか、欠損法人の欠損金額を所得法人に配分する「横」の計算をする必要があり、黒字の子会社であれば、税務署に払う税額分と親会社に払う通算税効果額分で、貸借対照表の科目が変わってきます。前者は未払法人税等、後者は親に対する未払金と、2本立てになるのです。

試験研究費も同様です。例えば、連結納税で全体計算をせずに決算を締めている企業では、決算時に、自社の試験研究費の金額に例えば、下限となる控除割合を掛けた分を見込計算しています。

これが通算制度ではプロラタ計算になることから、試験研究費の控除税額を、法人税が発生している子会社に配分しないと、税務署に払う税額分と、親に払う通算税効果額の貸借対照表科目が区別できなくなってしまうのです。

大野：項目が決まっていれば、Excelでもできなくはないかなという気もするので

すが、加入や離脱があったりすると大変かもしれませんね。社数が増える、減るとなると、ちょっとやりにくいですね。

足立：グループが数社であれば引き続きExcelでも計算できるのですが、10社を超えると、従来の方法では対応できなくなり、決算が間に合わなくなるおそれがあります。

このため、連結納税選択済かつ決算で専用ソフトを使っていないケースでは、通算制度への移行と同時に、ソフトの導入を検討する必要も出てくるでしょう。

もしイチから導入するのであれば、子会社も含めて準備を進めることになりますので、単体納税から通算制度を採用するのと同じようなスケジュール感で進めなければなりません。

大野：そうなりますね。

足立：通算制度では、申告が各社ごとになり、修正の遮断措置も、仕組みは難しいものの、慣れていけば問題なくなるでしょう。

しかし、決算時の税額や税効果の計算については、手間がかかる制度のままだなと思います。

「すべて未払法人税等に入りたい」とか、「親会社に対する未払金ではダメなのか」とか、「決算時にはプロラタ計算をやりたくない」という要望もあるようですが、やはり相手先が違うことから難しいのではないかと考えています。

■制度動向の確認～地方税に改正あり!?

足立：制度改正の動向についても、情報があれば集めておく必要がありますね。

投資簿価修正はさすがに変わらないだろう

うというお話がありましたが、何かありそうですね。

大野：もし重要な改正があるとすれば、今回の令和3年度で手当てしないと間に合わないのではないのでしょうか。令和4年度で直すのは、さすがにないのではないかと思います。

足立：個人的には、地方税に改正があるのではないかと予想しています。条文を読んでいると、釈然としない箇所があったりしますので。

制度自体に大きく影響するような改正はないと思うのですが、情報がひと通りそろったことで、再度、総務省のほうで検討が行われているのではと勝手に考えています。

ちなみに、地方税については、地方で連結納税を採用しているところが少ないので、執行側も、連結法人の取扱いに慣れていない面があります。

例えば、連結納税に関する税務調査があった後で、住民税について更正通知が届くと、住民税の欠損金が控除されていないなど、間違っていることが少なくありません。

普段、更正通知をチェックすることはあまりないと思いますが、通算制度でも同じようなケースが出てくるかもしれないので、注意したいところです。

■制度動向の確認～令和3年度税制改正

大野：国税のほうは、令和3年度の法律、政令などに目を通しておいたほうが良いと思っています。

足立：たしかに、今回の令和3年度税制改正で繰越欠損金の控除上限の特例が創設されました。

改正産業競争力強化法の事業適応計画の

認定を受けた場合に適用されますが、連結納税の条文ができて、当然通算制度にも関わることになります。

大野：租税特別措置が徐々に延びてきていることから、関連する取扱いが整理されてきています。

令和3年度税制改正による通算制度についての改正は、令和3年度税制改正に関する関連法案の19条にすべてまとめて書かれています。この条文はかなり読みにくくなっています。令和2年度の改正法を改正しているのです、なかなかスッキリ読めません。

危うく、ムチ税制について、読み間違えそうになりました。

足立：前年より儲かっているにもかかわらず、お給料も増やさず、設備投資もしないなら、研究開発税制などを使わせないという大企業向けの措置ですね。

大野：どの租税特別措置も全体判定かなと思ったのですが、どうやら、全体判定なのは試験研究費だけで、それ以外は、各社で判定することになっているようです。

中小法人の特例は、通算グループ内に1社でも大法人があれば全社が適用できませんよね。でも、ムチ税制はそうならないようです。

試験研究費以外の措置については、ダメな法人がある場合に特例を使えないのは、その法人だけで、他の通算法人は使えるようです。試験研究費についてはグループ合計の数値で判定をするようです。

足立：もとなる租税特別措置を全体で計算するものは、ムチ税制も全体で判定して、逆に各社ごとに計算するものは、ムチ税制も各社ごとに判定するというイメージですかね。

【図表2】対応のロードマップ案

スタートアップ	具体的検討		対応準備	
<ul style="list-style-type: none"> ・制度理解 ・プロジェクトチームの組成 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ法人の所得、欠損の状況 ・節税効果 ・時価評価、欠損金等の制限の影響 ㊦ ・投資簿価修正の影響 ・個別制度の影響 ・組織再編や買収等の影響 ・事務負担 ・税効果の影響 ・シミュレーションの実施 	通算制度採用・移行の意思決定 (最終決定前)	<ul style="list-style-type: none"> (・シミュレーションの実施) ・決算、申告スケジュールと担当部署、担当者等の決定 ・ソフトの準備(選定とトライアル) ・税効果への対応(企業の分類等。監査法人確認) ・通算税効果額の方針の決定 ・電子申告の準備 ・「承認申請書」の提出(12月末まで) ㊦ ・決算・申告・税効果のマニュアル・チェックリストの作成 ・制度動向の確認 	通算制度の適用
～令和3年6月頃	令和3年6月～9月頃	夏・秋頃	令和3年9月～3月頃	令和4年4月

(※) 太字：連結納税未選択の場合・選択済の場合に共通
 ㊦：連結納税未選択の場合

しかし、通算制度の条文を読むだけでも難しいのに、さらに読み替えるとなると、大変ですよね……。

大野：そうですね。まだ完全には読み切れていないところもあります……。

足立：通算制度を採用するかどうかの意思決定に大きな影響は出ないとしても、ちゃんと目を通しておいたほうがよさそうです。

■今後の注目トピック

足立：ちなみに、冒頭でおさらいしたとおり、法律、政省令、通達などがひと通り出そろいましたが、令和3年度税制改正、令和4年度税制改正以外に、今後どのような情報に気をつけておけばいいでしょうか。

大野：昨年発遣された「グループ通算制度に関する取扱通達」は、個別通達の形式になっています。これをいずれは法人税基本通達の中に取り込むと聞いています。

現状の通達は、通算制度特有の必要な項目だけを切り出したものです。

最終的には、現在の個別通達の内容を法人税基本通達に取り込んだ上で、必要な項目を追加するようなイメージになると予想しています。あくまでも予想ですが。

タイミングもいつになるかまだわかりませんが、いずれにしても、現状の通達が最終形ではないのだと思います。

足立：私もそう聞いています。

大野：また、これは期待も込めてですが、Q&Aを再度改訂していただきたいですね。

現状のQ&Aは、「連結納税制度Q&A」を通算制度に置き直した形式になっていて、通算制度特有の論点がわからないままで、本当に知りたいことが盛り込まれていない印象があります。

例えば、事業関連性の取扱いなど、もう少し詳しく説明していただきたいですね。制度がスタートする前に、もう1度くらい

は改訂してほしいです。

足立：申告書の様式については、先ほどのとおり地方税の別表が出ていません。また、租税特別措置に関する別表も、令和3年度には出てくるのではないかと思います。

大野：現状で出ているのは、主要別表だけですからね。令和3年度のうちに出来ますかね。

足立：出ないかもしれませんが。急ぐ必要ありませんし、試験研究費の税額控除は毎年のように改正が行われますし。

大野：試験研究費はもうさすがに変わらないと思いますが、それはさておき、令和3年度に作っても、誰にも使われない別表になってしまいます。

足立：大野先生と、私と、システム会社が見るだけですかね（笑）。

ただ、別表を見ると、制度が理解しやすくなります。早いうちに出していただけたらうれしいなと思います。

直近で注視しておく必要があるのは、ASBJからこの3月中に公表されるであろう、実務対応報告の公開草案とその適用時期ですね。

より実務的には、ソフトの開発スケジュールも要チェックです。

おわりに

足立：では、最後にまとめましょう。

単体納税から通算制度を導入する場合のプロセスは連結納税の導入と基本的に同じですが、連結納税とは仕組みが大きく異なるため、過程が同じでも、検討すべき内容とポイントは全く異なります。

また、連結納税から通算制度に移行する

場合も、初めて導入する場合に準じた対応をする必要があります。まあ、それくらい、通算制度は連結納税とは違う制度ということですが、「まだ1年ある」ではなく、「もう1年しかない」という意識で、早いうちに準備をスタートしていただきたいと思います。

大野：制度施行まで1年、概要は令和2年度改正で決まっていますが、細かいところではこれから明らかになる部分もあり、制度理解を深めつつ、準備を進めていく必要があると思います。

連結納税制度とは異なり、判断を伴う項目もあるため、十分な検討が必要となりますが、グループ内の損益通算ができるというのはやはり大きなメリットと言えると思います。

特に、最近の経済状況からすると、予想外の欠損が生ずる場合もあります。欠損が生じてから選択すると、発生済みの欠損が特定欠損金として制限付き欠損金になるのに対し、制度選択後に発生した欠損は制限なくグループ内で損益通算できることになり、早期の選択が有利です。

制度を理解して早めに準備することが重要と思います。

そろそろお時間ですね。今回もありがとうございました。

足立：どうもありがとうございました。

——2月24日、オンライン収録

本対談の意見にわたる部分は登壇者の私見であり、所属法人の公的見解ではありません。